

令和6年度 小美玉市奨学生募集要項

小美玉市教育委員会では、人物及び学業ともに優れ、経済的な理由により修学が困難な方を対象に、小美玉市奨学資金の貸与希望者を募集します。

第1 募集概要

1 申請資格

次の（１）から（５）までのすべてに該当する必要があります。

- （１） 1年以上小美玉市に居住しており、引き続き小美玉市に居住する日本国民の子弟であること。
- （２） 他の奨学金を受けていないこと。又は受ける予定がないこと。
- （３） 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、専門学校、大学（短期大学を含む）に在学中であるか、入学選考に合格していること。
- （４） 人物・健康・学力の基準を満たしていること。※判定基準があります。
- （５） 経済的理由により就学が困難であると認められること。※判定基準があります。

2 申請に必要な書類

- （１） 奨学生願書（様式第1号、申請者が作成）
 - （２） 奨学生（候補者）推薦調書（様式第2号、学校が作成）
 - （３） 在学証明書又は合格通知の写し
※合格通知の写しの場合は、手元に合格通知が届き次第ご提出ください。
 - （４） 健康診断書又は学校等の健康診断結果の写し
 - （５） 住民票世帯全部の写し
 - （６） 住民税課税証明書または住民税非課税証明書（令和4年1月から令和4年12月分まで）又はこれに代わるもの（同世帯及び生計同一の家族のうち18歳以上の方全員分）
- ※ 必要に応じ、その他の書類の提出が求められることがあります。
- ※ 貸与が決定した場合、小美玉市内に住所がある連帯保証人2名による誓約書及び連帯保証人の住民税納税証明書（又はこれに代わる書類）の提出が必要になります。

3 広報等による周知

募集に関し、市広報紙及び市公式ホームページでも周知を行います。

4 申請手続

令和6年1月9日（火）から2月9日（金）までに、小美玉市教育委員会教育指導課学務係（小美玉市役所小川総合支所2階）へ必要書類を提出してください。

※市役所の閉庁日、閉庁時間は受付を行いません。また窓口延長の対象外となっていますのでご了承ください。

第2 奨学資金の貸与と返還

1 貸与額

高等学校	月額 30,000円
大学・専門学校（高等専門学校及び専門課程）	月額 50,000円

※奨学生決定の翌月又は入学の翌月から、本人の口座に毎月振り込みます。

※入学時など必要に応じ、6か月分を限度に複数月分をまとめて受け取ることができます。

2 貸与期間

在学する学校の正規の最短修業期間

※休学の期間は、貸与を休止します。

※学業や性行などの状況により、貸与が停止されることがあります。

※奨学生として適当でなくなると認められる場合、貸与が廃止されることがあります。

3 返還

(1) 奨学金は無利子です。

(2) 卒業または貸与が廃止された月の翌月から6か月を経過した後、貸与を受けた期間の2倍の期間内に割賦で返還していただきます。また、繰り上げ返還をいつでも行うことができます。

(3) 貸与を受けた者が死亡又は重度の障害となったため返還が著しく困難になった場合は、返還の一部または全部の免除を受けることができます。

(4) 進学、病気などの理由により返還が困難な期間は、その期間の返還を猶予することができます。

(5) 正当な理由がなく奨学資金の返還が遅れたときは、年7.3%の延滞利息を徴収します。

(6) 貸与を受けた者が返還に応じない場合、連帯保証人に返還を求める場合があります。

第3 判定基準

人物、健康、学力、世帯の収入状況により、教育委員会が総合判定します。

人物・健康・学力の基準を満たしていることについて、在学中の学校から奨学生（候補者）推薦調書（様式第2号）による推薦を受けて下さい。

在学中の学校で分からない期間の成績がある場合、その期間の成績証明書を取り寄せるなどして下さい。

合格通知による申請の場合、入学後に「進学届」を提出したうえで採用決定となります。

1 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者としてします。

2 健康について

学校保健法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐えうると認められる者としてします。

3 学力について

(1) 専門学校又は大学等の在学者

ア 第1学年在学者

高等学校等の最終2か年の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値が3.50（小数点第3位切り捨て）以上である者としてします。

※履修科目の評定は5・4・3・2・1の5段階法により、他の方法による評定は5段階法に換算して下さい。

イ 第2学年以上在学者

大学等における前2か年（2か年未満の場合は、1か年）の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値が3.50（小数点第3位切り捨て）以上である者としてします。

※第2学年の場合は第1学年の成績、第3学年の場合は第1学年及び第2学年の成績、第4学年の場合は第2学年及び第3学年の成績を評価します。

※履修科目の評定は優（A）・良（B）・可（C）の3段階法により、優（A）は4、良（B）は3、可（C）は2に換算して下さい。また、他の方法による評定は3段階法に換算して下さい。

(2) 高等学校等の在学者

ア 第1学年在学者

中学校の最終2か年の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値が3.50（小数点第3位切り捨て）以上である者としてします。

イ 第2学年以上在学者

高等学校等における前2か年（2か年未満の場合は、1か年）の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値が3.50（小数点第3位切り捨て）以上である者としてします。

※第2学年の場合は第1学年の成績、第3学年の場合は第1学年及び第2学年の成績を評価します。

※履修科目の評定は5・4・3・2・1の5段階法により、他の方法による評定は5段階法に換算して下さい。

(3) 中学校第3学年（義務教育学校第9学年）

中学校第1学年から第2学年までの履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値が3.50（小数点第3位切り捨て）以上である者としてします。

4 世帯の収入について

同居および生計を同一にする家族の収入を以下の基準にあてはめて判定します。

基本的に申請年度の住民税課税証明書により判定しますが、著しく収入が増減している場合などは、源泉徴収票や確定申告書の写しなどにより確認を行なうことがあります。

(1) 判定基準・・・「認定所得金額」が「収入基準額」以下であることが必要です。

$$\text{認定所得金額} = \text{算出金額 (算出金額合計)} - \text{特別控除額} \leq \text{収入基準額}$$

(2) 算出金額

ア：給与所得の場合

住民税課税証明書の給与収入金額又は源泉徴収票の支払金額をもとに、次の計算式によって得た金額を算出金額とします。

区 分	計 算 式
給与収入金額400万円以下	給与収入金額×0.8－263万円=算出金額（万円未満切り捨て）
給与収入金額400万円超 878万円以下	給与収入金額×0.7－223万円=算出金額（万円未満切り捨て）
給与収入金額878万円超	給与収入金額－486万円=算出金額（万円未満切り捨て）

イ：給与所得以外の所得の場合

住民税課税証明書における所得金額が、算出金額となります。（万円未満切り捨て）

(3) 特別控除額

特別の理由	特別控除額				
母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯 （児童・生徒・学生1人につき） ※ 出願者本人も就学者に含みます。 ※ 専修学校一般課程・各種学校の在学者は就学者に含みません。	小学校		9万円		
	中学校		17万円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国公立		19万円	41万円
		私立		33万円	54万円
	高等専門学校 (1～3年)	国公立		28万円	50万円
		私立		54万円	76万円
	高等専門学校 (4～5年)	国公立		40万円	62万円
		私立		66万円	88万円
	大学	国公立		67万円	116万円
		私立		111万円	159万円
	専修学校	高等課程	国公立		7万円
私立			29万円	39万円	
専門課程		国公立		25万円	71万円
		私立		79万円	123万円
障がい者のいる世帯	障がいのある人1人につき			99万円	
長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				

(4) 収入基準額

世帯人員 (※)	収入基準額	備 考
1 人	1 2 9 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、14万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。 ※世帯人員とは、父及び母（またはこれに代わって家計を支えている者）及びこの者に扶養されている者（出願者を含む）に限ります。
2 人	2 0 6 万円	
3 人	2 3 8 万円	
4 人	2 5 7 万円	
5 人	2 7 6 万円	
6 人	2 9 3 万円	
7 人	3 0 7 万円	

【家計基準の判定例】

○世帯人数：4人

- ・父：給与収入金額 600万円 ・母：給与収入金額 350万円
- ・本人：私立大学2年生（自宅通学） ・妹：県立高校3年生（自宅通学）

①算出金額の算定

- ・父の算出金額＝600万円×0.7－223万円＝197万円
 - ・母の算出金額＝350万円×0.8－263万円＝17万円
- 算出金額合計＝197万円＋17万円＝214万円 (A)

②特別控除額の算定

- ・本人（私立大学、自宅通学） 111万円
 - ・妹（県立高校、自宅通学） 19万円
- 特別控除額合計＝111万円＋19万円＝130万円 (B)

③認定所得金額＝(A)－(B)＝84万円 < 257万円（4人世帯の収入基準）

⇒ 認定所得金額が収入基準以下であるため、家計基準を満たす。

第4 その他

小美玉市教育委員会において、判定基準を踏まえ奨学資金貸与希望者の選考を行い決定します。多くの募集申請があった場合には、奨学資金の貸与ができない可能性がございますので、ご了承ください。

奨学資金の貸与の決定は3月上旬となる予定です。採用の可否は、奨学生採用決定通知書（奨学生不採用決定通知書）にてお知らせします。

第5 申請及び問い合わせ先

小美玉市教育委員会 教育指導課学務係

小美玉市小川4番地11（小美玉市役所小川総合支所2階）

TEL 0299-48-1111（内線2223）